⑰　発注者綱紀保持対策について　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

発注者綱紀保持対策の詳細は、当省のホームページ（https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）による。

（不当な働きかけ）

①　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

②　指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼

③　自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

④　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

⑤　公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

⑥　公表前における発注予定に関する情報聴取

⑦　公表前における入札参加者に関する情報聴取

⑧　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

⑱　詳細は、入札説明書による。

6　Summary (NO. 1)

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : SAKAMOTO Osamu, Director General of Tohoku Regional Agricultural Administration Office

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction works of Hirobuchinuma pump station, Kanan-niki agricultural irrigation and Drainage Project

⑷　Time limit for the submission of application forms : 11 : 30 AM, 22 September, 2022

⑸　Time limit for the submission of tenders and relevant documents for the qualification : 11 : 30 AM, 27 October, 2022

⑹　Contact point for tender documentation : FUKIYA Takahiro, Project Accounting Coordination Section, Accounting Division, Administration Department, Tohoku Regional Agricultural Administration Office, 3―3―1 Honcho Aoba-ku, Sendai city, Miyagi Prefecture 980―0014, Japan. TEL 022―263―1111 ex. 4227

○第２号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　国営施設応急対策事業角田地区江尻排水機場ポンプ設備補修工事

⑶　工事場所　宮城県角田市江尻字巻向地内

⑷　工事内容　２号主ポンプ設備補修工　１式　４号主ポンプ設備補修工　１式　電気設備・排水管理設備更新　１式　仮設工　１式　試運転調整　１式

⑸　工期　令和８年３月10日まで

⑹～⑭　第１号１⑹～⑭に同じ。

⑮　本工事は、「共通仮設費のうち営繕費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）」及び「現場管理費のうち労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）」等について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合並びに建設資材の調達に要する費用（購入費、輸送費）について、通常調達する地域内の需給状況から、工事を円滑に実施するために遠隔地から調達せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策等に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、これら費用の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⑯～㉓　第１号１⑲～㉔、㉖、㉘に同じ。

2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしている者であること。

①～②　第１号２⑴①～②に同じ。

③　東北農政局における令和３・４年度一般競争参加資格のうち、「機械器具設置工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再認定を受けていること。

④　第１号２⑴④に同じ。

⑤　次に掲げる施工実績を有すること。

ア　平成19年４月１日以降に、元請けとして自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものについて認める。

なお、「自ら製作」とは、自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力（総合的な企画、調整及び指導）があることを条件にしたものである。また、据付も同様である。

イ　「同種工事」とは、「機械器具設置工事（ポンプ設備の製作・据付）」とする。施設規模については問わない。

ウ　第１号２⑴⑥ウに同じ。

⑥　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間においては、工事現場への専任を要しない。

また、本工事の工場製作のみが行われている期間は、主任技術者又は監理技術者の専任は要しないが、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。

なお、必ずしも一人の技術者である必要はなく、工場製作・現場据付時で別の技術者を配置しても差し支えない。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者であること。

なお、建設業法に示す実務経験は「機械器具設置工事業」とする。

イ　監理技術者は、監理技術者資格者証（機械器具設置工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ　上記２⑴⑤に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。経常建設共同企業体にあっては、一人の主任技術者又は監理技術者が上記２⑴⑤の同種工事の施工経験を有すること。

また、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

なお、工場製作における配置予定の技術者と据付工事における配置予定の技術者が異なるときは、工場製作における配置予定技術者は工場製作の施工経験を、据付工事における配置予定技術者は据付工事の施工経験を有するものであること。

エ　第１号２⑴⑦エに同じ。

⑦～⑫　第１号２⑴⑧～⑬に同じ。

⑬　工事完成、引渡し後においても設備・製品の保守管理（通常時及び緊急時）の対応が速やかにできる体制が会社組織（協力会社を含む。）として整備されていること。

3　総合評価落札方式に関する事項　第１号３に同じ。

4　入札手続等

⑴　第１号４⑴に同じ。

⑵　入札説明書の交付

①～②　第１号４⑵①～②に同じ。

③　交付場所　上記４⑴に掲げる場所及び次の場所において交付する。

〒960―0241 福島県福島市笹谷字稲場38―７　東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所企画課企画係　電話024―555―3780

⑶～⑷　第１号４⑶～⑷に同じ。

⑸　開札の日時及び場所

①　日時　令和４年12月９日午前10時30分

②　場所　第１号４⑸②に同じ。